

(財)世界人権問題研究センター専任研究員 宮本 正明

多彩な情報が刻々と行き交うインターネットの世界は魅力的で、豊かな可能性にあふれています。パソコン機器があり、それを使いこなせば、誰もがづくり手となって情報を発信することが出来ます。これは、編集サイドで書き手や発言者

を選ぶ従来のマスメディアと大きく異なる点です。インターネットの登場によって自分の意見を公表できる機会は飛躍的に拡大しました。

ところが、新たな問題が出てきました。ネット上の掲示板やホームページを利用して、特定の個人・集団を差別したり中傷したりすることはや情報を書き連ねる「ネット差別」の

横行です。在日朝鮮人・被差別部落出身者・障害のある人などに対する悪罵や嘲笑、被差別部落とされる地名の列挙、個人の出自に関する暴露記事など、虚実も根拠も定かでない攻撃的な情報が日々ネット上ににぎわっています。

良くも悪くも、ネット上では名前をはじめ自分の素性を伏せて発言することが可能です。こうした「匿名性」がネット差別を増幅させている面があります。表に出せないまま沈澱していた感情が、むきだしの形で堂々と叩きつけられているように見えます。「表現の自由」や「通信の秘密」は最大限尊重されるべきにせよ、少なくとも匿名性とは、現実には差別被害を

及ぼしかねない、無責任な言いつばなしを保障するためのものではないはずです。ネット差別に対して、匿名性の一部制限を含め、法制度の整備を求める議論も提起されています。

インターネットの持ち味を充分に生かすうえで第一に問われるのは、利用者一人ひとりの心がけ、人権意識です。ドロドロした「ホンネ」から完全に自由であるという人はまずいないでしょう。とはいえ、自分の身は「安全圏」に置きながら、意図的であれ無自覚のままであれ、心ない差別や中傷で他人を深く傷つけたり実害を与えることは許されるものではありません。ネットを通じて差別・中傷のほこ先が向けられる可能性は誰にでもあります。ネット差別の問題は決して人ごとではないのです。

